

実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	総合的な医療安全確保対策の推進を図ること
--------------	----------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
施策目標	3-2	総合的な医療安全確保対策の推進を図ること
個別目標1		医療の質と安全性の向上を図ること
		(主な事務事業) ・医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施 ・院内感染対策の推進
個別目標2		医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底を図ること
		※重点評価課題（医療事故の原因究明制度の検討）
		(主な事務事業) ・医療事故情報収集等事業 ・診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業 ・医療事故に係る死因究明制度等の検討
個別目標3		患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進を図ること
		(主な事務事業) ・医療安全に関するワークショップの開催 ・医療安全支援センター総合支援事業
施策の概要（目的・根拠法令等）		
1 目的等 医療の安全の確保は医療政策における最も重要な課題の一つであり、安全な医療の提供、患者、国民から信頼される医療の実現について、患者の安全を最優先に考え、医療の質の向上という観点を重視した医療安全確保対策を総合的に推進することにより、医療の安全の確保を図り、もって効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供に寄与することを目的とする。		
2 根拠法令等 ○医療法（昭和23年法律第205号）		
主管部局・課室	医政局総務課	
関係部局・課室	医政局指導課、医事課、歯科保健課、看護課	

2. 現状分析

わが国におけるこれまでの医療安全対策は、平成14年4月に医療安全対策検討会議において、今後の医療安全対策の基本的方向性等について取りまとめた「医療安全推進総合対策」及び平成15年12月に出された「厚生労働大臣医療事故対策緊急アピール」に基づき、関係者、関係機関、関係団体、地方自治体、国により、それぞれの役割に応じた取組が進められ、様々な施策の推進が図られてきた。
--

しかしながら、こうした関係者の努力にもかかわらず、十分な医療安全体制が確立されなかったことから、医療の安全と信頼を高めるために一層の取組が求められ、より一層の医療安全対策の推進を図ることが必要となった。

このため医療安全対策検討会議において、これまでの「医療安全推進総合対策」の考え方を尊重しつつも「医療の質の向上」という観点を一層重視し、これまでの「医療安全推進総合対策」に基づく対策の強化と新たな課題への対応について提言した「今後の医療安全対策について」が平成17年6月に取りまとめられた。

以降この報告書に基づき、各般の施策を実施するとともに、平成18年の医療法改正においては、中立的な立場で患者・家族等と医療関係者・医療機関との信頼関係の構築を支援する医療安全支援センターの制度化や医療機関における組織的な医療安全の確保を図るため、すべての医療機関に対して医療安全の確保の義務付けなど、その充実強化を図ってきたところである。

近年、医療紛争が増加の傾向にあるが、医療紛争はその解決に長時間を要することから、患者遺族、医療機関の双方に大きな負担となっている。

また、医師が異状死を警察へ届けなかったことを理由に医師法第21条違反で逮捕される事件が発生し、届出の在り方の見直しが医療関係者から求められている。

このような状況を踏まえ、医療事故死等の原因を究明するための調査を適確に行わせるため、公正かつ中立な第三者機関（医療安全調査委員会）を設け、医療事故の防止を図り、もって医療の安全の確保に資する必要がある。また、このような新しい仕組みの構築は、医療の透明性の確保や医療に対する国民の信頼の回復にもつながるとともに、医師等が萎縮することなく医療を行える環境整備に資するものと考えられるため、現在、早急に取り組むべき課題となっている。

さらに、分娩時の医療事故では、過失の判断の有無が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向があり、このような紛争が多いことが産科医不足の理由の一つであると考えられることから、産科医療における無過失補償制度について、平成18年11月に与党において枠組みが取りまとめられた。この枠組みを踏まえた産科医療補償制度の早期実現についても、安心して産科医療が受けられる環境整備の一環として、早急に取り組むべき課題となっている。

【参考】

- (別添1) 医事関係訴訟の年次推移（民事）
- (別添2) 医事関係訴訟事件の件数および平均審理期間
- (別添3) 医事関係訴訟事件の診療科目別既済件数

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標

(達成水準／達成時期)

※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）

	H15	H16	H17	H18	H19
1 医療安全に関するワークショップの参加人数（単位：人） （前年度以上／毎年度）	3,131 【79.0%】	3,413 【109.0%】	4,024 【117.9%】	3,691 【91.7%】	5,179 【140.2%】

(調査名・資料出所、備考)

- ・ 指標1については、医政局総務課医療安全推進室調べによる。

参考指標	H15	H16	H17	H18	H19
1 医療安全対策加算届出医療機関数 （単位：施設数）	—	—	—	1,080	1,409
2 医療安全対策加算届出医療機関の 病床数（単位：床）	—	—	—	423,249	505,528

(調査名・資料出所、備考)

- ・ 指標1～2は、保険局医療課の調べによる。なお、医療安全対策加算は、平成18年度診療報酬改定において、入院患者にとってより安全で効果的な入院医療の提供を一層促進させる観点から、急性期医療の高度化・複雑化に対応できる医療安全管理対策の実施体制について、新たに診療報酬上の評価を行うものである。

施策目標の評価

【有効性の観点】

医療の安全の確保の観点から、現在、「今後の医療安全対策について」（平成17年6月）

に基づき、「医療の質と安全性の向上」、「医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止の徹底」、「患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進」について、具体的な施策を総合的に講じているところであり、参考指標においても、より充実した医療安全管理対策の実施体制が整備された医療機関が増加していることから、施策目標の達成に向けて有効であったと評価できる。

【効率性の観点】

「今後の医療安全対策について」（平成17年6月）においては、「医療の質と安全性の向上」、「医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止の徹底」、「患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進」の3本柱を重点事項として、それぞれの項目ごとに将来像のイメージと、その実現に向けて、早急に対応すべき課題と施策が掲げられており、この報告書に基づき、各般の施策を総合的に講じることが、施策目標の達成に向けた効率的な取組であると考えられる。

【総合的な評価】

医療の安全の確保の観点から、「今後の医療安全対策について」（平成17年6月）に基づき、各般の施策の総合的な取組を推進してきているところであり、大きくは平成18年の医療法改正により、全ての医療機関に安全管理体制が義務付けられ、参考指標においても、より充実した安全管理対策の実施体制が整備された医療機関が増加していることから、医療従事者の医療安全に関する意識の向上や医療機関としての組織的な取組が図られていると評価することができる。

医療の安全と両輪をなすべき医療の質の向上を実現していくためには、医療機関、医療従事者による取組だけでなく、患者、国民の医療への主体的参加を促進することが重要であり、その啓発活動の一環として開催している医療安全に関するワークショップやシンポジウムにおいては、指標1のとおり参加者も増加傾向にあり、患者、国民が医療の安全に関しての関心が高まってきていると考えられる。また、地域の患者、住民からの医療に関する相談への対応など、患者等の医療への参加を総合的に支援する医療安全支援センターの設置について、平成18年の医療法改正における制度化を契機に各都道府県等において、着実に進められ、大幅に増加してきている（個別目標3「参考指標」参照）ことから、患者、国民の医療への主体的参加の促進につながっているものと評価することができる。

さらに、医療の安全性を向上させていくためには、**医療事故による死亡の原因究明・再発防止を図る仕組みが必要であり、このような新たな仕組みの構築に向けた取組を精力的に行っており、また、産科医療補償制度についても、着実に取組が進められ、平成21年1月より運用が開始される予定であることから、新しい仕組みの構築に向けて、着実に進展していると評価することができる。**

以上のように、医療の安全の確保に関する総合的な取組が効果的に実施されており、施策目標の達成に向けて着実に進展していると評価することができる。

（※太字部分は、重点評価課題該当部分）

4. 個別目標に関する評価

個別目標1					
医療の質と安全性の向上を図ること					
個別目標に係る指標					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 診療放射線技師実習指導者に対する講習会の修了者数(単位:人)(前年度以上/毎年度)	147 【188.0%】	179 【121.8%】	157 【87.7%】	154 【98.1%】	135 【87.7%】
2 臨床検査技師実習指導者に対する講習会の修了者数(単位:人)(前年度以上/毎年度)	101 【86.0%】	90 【89.1%】	108 【120.0%】	104 【96.2%】	120 【115.4%】
3 視能訓練士実習指導者に対する講習会の修了者数(単位:人)(前年度以上/毎年度)	72 【89%】	64 【88.9%】	73 【114.1%】	71 【97.3%】	72 【101.4%】

4	歯科技工士実習指導者に対する講習会の修了者数（単位：人）（前年度以上／毎年度）	20 【76.0%】	19 【95.0%】	20 【105.3%】	21 【105.0%】	19 【90.5%】
5	理学療法士・作業療法士養成所の教員等に対する講習会の修了者数（単位：人）（前年度以上／毎年度）	127 【101.0%】	130 【102.3%】	128 【98.5%】	130 【101.6%】	129 【99.2%】
6	院内感染対策講習会の受講者数（単位：人）（前年度以上／毎年度）	1,401 【-】	1,413 【100.9%】	1,426 【100.9%】	1,433 【100.5%】	2,179 【152.1%】

(調査名・資料出所、備考)

- ・ 指標1～5は、医政局医事課調べによる。
- ・ 指標6は、医政局指導課調べによる。なお、事業開始が平成15年度からであるため、H15の欄の達成率は記載できない。

個別目標1に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）

医療の質と安全性の向上を図るためには、個々の医療従事者の果たす役割が大きく、各医療従事者が安全に対する意識を高め、かつ安全に業務を遂行するための能力を向上させることが重要であることから、医療従事者に対する医療安全の観点も含んだ研修の実施は、医療の質と安全性を向上させるための有効な手段であり、また、効率的な手段でもあると考えられる。

医療従事者に対する医療安全の観点も含んだ研修について、指標1、指標4及び指標5の講習会の修了者数が平成19年度においては、前年度より若干減少しているが、全体としては、増加傾向にあり、着実に実施していると考えられることから、医療従事者の質の向上が図られ、ひいては医療の質と安全性の向上にもつながっていると考えられるため、個別目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要**事務事業名**：医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施

平成19年度 3百万円（補助割合：[国 10/10]）

予 算 額 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）

実 施 主 体 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、**公益法人**
その他（ ）

概要：診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士及び歯科技工士の養成カリキュラムにおける実習を効果的に行うため、実習施設の実習指導者を対象とした実習指導者講習会を実施するもの。理学療法士・作業療法士養成所の教員や実習施設の指導者を対象とした教員等講習会を実施するもの。

事務事業名：院内感染対策の推進

平成19年度 5.0百万円（補助割合：[国 10/10]）

予 算 額 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）

実 施 主 体 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、**公益法人**
その他（ ）

概要：地域における「院内感染地域支援ネットワーク」の構築や院内感染に関する総合的な企画立案等を行うための「院内感染中央会議」を国に設置し、院内感染対策を推進する。

個別目標2

医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底を図ること

個別目標に係る指標

アウトプット指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）

	H15	H16	H17	H18	H19
1 医療事故事例の分析件数（単位：件）（一）	-	241	1,265	1,451	1,455

(調査名・資料出所、備考)

- ・ 指標は（財）日本医療機能評価機構の調べによる。

- ・ なお、事業は平成16年10月から開始したものであり、平成16年度は平成16年10月から12月までの件数、平成17年度以降は各病院からの報告時期の関係から当該年の1月から12月までの件数である。

【参考】財団法人日本医療機能評価機構ホームページ（医療事故情報収集等事業）
<http://jcqhc.or.jp/html/accident.htm#med-safe>

参考指標		H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
1	医療事故情報収集・分析・提供事業の参加登録医療機関数（単位：施設）	—	215	283	300	285
2	診療行為に関連した死亡の調査依頼受付件数（単位：事例）	—	—	13	36	15
3	診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業の実施地域（単位：地域）	—	—	4	7	8

（調査名・資料出所、備考）

- ・ 指標1は、（財）日本医療機能評価機構の調べによる。
- ・ 指標1は、医療法施行規則により医療事故等の報告が義務付けられた医療機関以外に当該事業に任意で参加している医療機関の施設数であり、各年の12月31日現在の施設数である。
- ・ 指標2は、（社）日本内科学会の調べによる。なお、事業開始が平成17年10月からであるため、平成17年度は平成17年10月から平成18年3月までの事例数である。
- ・ 指標3は、（社）日本内科学会の調べによる。なお、事業開始が平成17年10月からであり、指標は毎年度末における当該事業を実施している地域の数である。

【参考】財団法人日本医療機能評価機構ホームページ（医療事故情報収集等事業）
<http://jcqhc.or.jp/html/accident.htm#med-safe>
 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業ホームページ
<http://www.med-model.jp/>

個別目標2に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）

医療事故の再発防止を図るためには、個々の医療機関における自主的な取組が必要不可欠であり、その取組の推進を図るため、医療事故情報収集等事業において、医療事故等の情報を収集し、専門的な分析を行った医療事故等の情報を広く医療機関に提供しており、その件数は指標1のとおり増加傾向にあり、また、当該事業に任意で参加する医療機関も参考指標1のとおり増加傾向あることから、医療機関における効率的な医療安全対策への取組の推進につながっていると考えられ、個別目標の達成のための有効な手段であり、また、効率的な手段であったと評価できる。

さらに、医療事故における死亡の原因究明・再発防止等を図る仕組みについては、平成17年度から実施している「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」の実績などを踏まえ、平成19年4月から有識者からなる検討会を13回開催し、その議論や平成19年10月に公表した厚生労働省第二次試案への各方面からの意見を参考に、改めて現時点での厚生労働省としての考え方として、平成20年4月に「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案—第三次試案—」を公表したところである。なお、「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」に関して、実施する地域数は参考指標2のとおり増加しており、受付事例数については、参考指標3のとおり年度によって差はあるが、全体としては、着実に経験が積み重ねられていることから、新しい仕組みの構築に向けて着実に進展があったものと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

事務事業名：医療事故情報収集等事業

平成19年度：122百万円（補助割合：定額補助）

予算額：一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）

実施主体：本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
 その他（ ）

概要：医療事故の発生予防・再発防止のため、中立的な「第三者機関」において、医療機関等から幅広く事故に関する情報を収集し、これらを総合的に分析した上で、その結果を医療機関等に広く情報提供を行うとともに、医療機関からの相

談に応じて必要な助言・支援を行う。	
事務事業名	診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業
平成19年度 予算額	127百万円（補助割合：定額補助） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：診療行為に関連した死亡についての調査を実施し、専門的、学際的なメンバーで因果関係及び再発防止策を総合的に検討するモデル事業を行う。	
事務事業名	医療事故に係る死因究明制度等の検討
平成19年度 予算額	3百万円 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：医療事故が発生した場合に、裁判によって医療紛争の解決を図るという現状では、医療従事者が萎縮し、高度先進医療や産科医療等、リスクの高い医療を敬遠するとの指摘がある。 このため、平成17年度から実施している「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」の実績等を踏まえ、死因究明制度等の構築に向けて具体的な検討を行う。	

個別目標3 患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	医療安全に関するワークショップの参加人数（単位：人） （前年度以上/毎年度） ※施策目標に係る指標1と同じ。	3,131 【79%】	3,413 【109%】	4,024 【118%】	3,691 【92%】	5,179 【140.2%】
(調査名・資料出所、備考)						
・ 指標1については、医政局総務課医療安全推進室調べによる。						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	都道府県の医療安全支援センターの設置数（単位：箇所）	31	47	47	47	47
2	保健所設置市区の医療安全支援センターの設置数（単位：箇所）	6	21	41	46	49
3	二次医療圏の医療安全支援センターの設置数（単位：箇所）	12	24	28	29	257
(調査名・資料出所、備考)						
・ 指標1～3について、平成15年度～平成18年度は、財団法人日本医療機能評価機構調べによる。平成19年度は、東京大学大学院医学系研究科医療安全管理額講座調べによる。なお、各年度の指標は、平成15年度は7月1日現在、平成16年度は9月1日現在、平成17年度及び平成18年度は10月1日現在、平成19年度は1月1日現在の箇所数である。						
個別目標3に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）						
厚生労働大臣提唱の「患者の安全を守るための共同行動」（PSA：Patient Safety Action）の一環として、医療安全推進週間を中心に、医療安全に関するワークショップやシンポジウム等の開催を通じて、患者本位の医療や患者・国民の医療への参加の促進を図った。また、参加人数は、指標1のとおり増加傾向にあり個別目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。 また、地域の患者、住民からの医療に関する相談への対応など、患者等の医療への参加を総合的に支援するたの医療安全支援センターについては、平成16年5月に全ての都						

道府県で設置が完了し、保健所設置市区及び二次医療圏の医療安全支援センターについても、平成18年の医療法改正において、法的に位置づけられたこともあり、参考指標1～3のとおり、確実に増加しており個別目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	医療安全に関するワークショップの開催
平成19年度 予 算 額	100万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要：全国の病院の幹部職員や安全管理者に対する医療安全の確保のためのワークショップ等の実施。平成19年度においては、北海道、宮城県、埼玉県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県及び福岡県で実施し、9回開催した。	
事務事業名	医療安全支援センター総合支援事業
平成19年度 予 算 額	300万円(補助割合：[国 10/10]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要：医療安全支援センターに従事する相談職員が相談困難事例等に適切に対応するために、専門的知識の賦与及び能力向上を図るための研修等を実施するとともに、全国の医療安全支援センターが収集した困難事例を調査、分析し、医療安全支援センターや医療機関において有効に活用できる形で情報提供するなどの事業を総合的に支援する。	

5. 評価結果の分類

<p>1 施策目標に係る指標の目標達成率</p> <p>指標 1 目標達成率 140.2%</p> <p>----- (目標達成率を算定できない場合、その理由)</p>
<p>2 評価結果の政策への反映の方向性</p> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)</p> <p>ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)</p> <p>(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討</p> <p>(ロ) 見直しを行わず引き続き実施</p> <p>(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)</p> <p>----- (理由)</p> <p>平成20年度予算については、医師確保対策として、「緊急医師確保対策について」(平成19年5月31日政府・与党)において、産科補償制度の早期実現、診療行為に係る死因究明制度の構築(医療事故調査会)など、医療リスクに対する支援体制を整備することが盛り込まれ、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)においては、「緊急医師確保対策について」に基づき、医療リスクに対する支援体制の整備など、医師確保のための緊急対策に取り組むこととされたことも踏まえ、医療リスクに対する支援体制の整備の一環として、産科医療補償制度創設後における一定の支援、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る新たな仕組みの構築に向けて、診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業の拡充等を図った。</p> <p>また、平成20年度組織・定員については、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る新たな制度の構築に向けた業務体制の強化として、増員を図ったところである。</p> <p>平成21年度概算要求については、医療リスクにかかる支援体制の整備の一環として、新たに医療紛争の早期解決に向けた取組として、裁判外紛争解決(ADR)制度の活用を推進するとともに、引き続き、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る新たな制度の構築に向けた診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業の拡充等や産科医療補償制度の運営組織に対し支援するための予算を要求する予定である。</p> <p>また、平成21年度組織・定員要求については、平成20年度に引き続き、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る新たな制度の構築に向けた業務体制の強化として、増員を要求する予定である。</p>
<p>3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)</p> <p>(施策目標に係る指標)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> i 指標の変更を検討</p> <p>ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討</p> <p>(個別目標に係る指標)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> i 指標の変更を検討</p> <p>ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討</p> <p>----- (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標の参考指標については、医療機関における医療安全管理対策の充実を評価する指標として追加することを検討する。 ・ 個別目標2の参考指標については、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る新たな仕組みの構築に向けた進捗を評価する指標として追加することを検討する。 ・ 個別目標3の参考指標については、患者、国民の医療への参加の促進を評価する指標として追加することを検討する。

6. 特記事項

<p>①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)</p> <p>○健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成18年6月12日、第164回国会参議院厚生労働委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。
--

19、医療事故対策については、事故の背景等について人員配置や組織・機構などの観点から調査分析を進めるとともに、医師法第21条に基づく届出制度の取扱いを含め、第三者機関による調査、紛争解決の仕組み等について必要な検討を行うこと。」

○「安全で質の高い医療の確保に関する件」について決議（平成18年6月16日、第164回国会衆議院厚生労働委員会）

・「特に、志の高い医療従事者が患者の生命を救い健康を守るために、自らの技量を十分に発揮し、安心して本来の医療業務に専念できるようにしていくことが重要である。こうした観点から、地域の実情に応じた医師確保対策を講じていくことなどにより、小児救急医療・周産期医療に係る勤務医、看護職員等の労働環境の向上や医療安全の推進を図っていくとともに、医療事故等の問題が生じた際に、医療行為について第三者的な立場による調査に基づく公正な判断と問題解決がいつでも得られるような仕組み等環境を整備する必要がある。」

②各種政府決定との関係及び遵守状況

○第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説（平成20年1月18日）

・「医療事故の原因究明制度の検討を進め、事故の再発防止と併せて、医師が安心して医療に取り組めるようにします。」

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況

特になし

④会計検査院による指摘

特になし

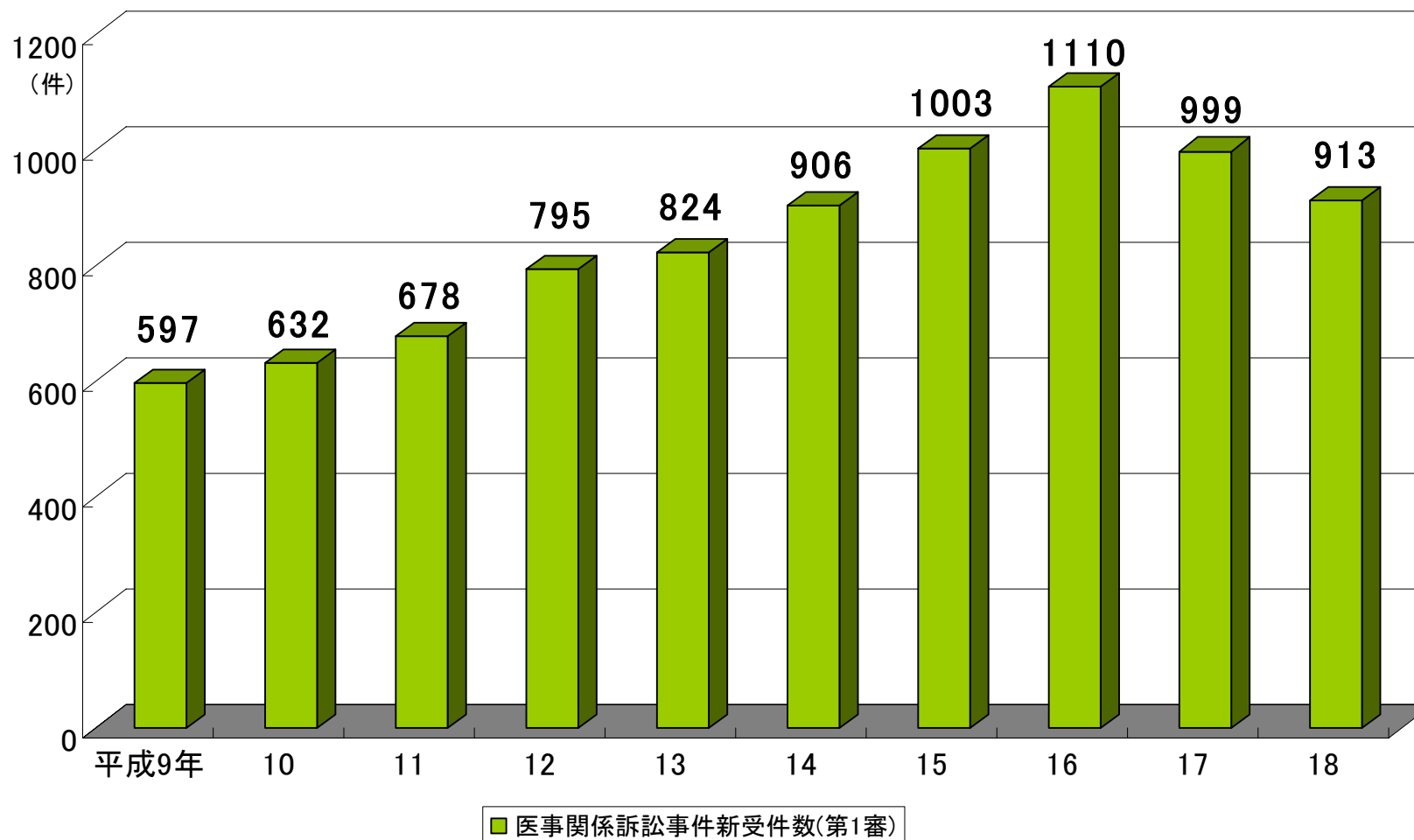
⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

有識者からなる「診療行為に関連した死亡の死因究明等の在り方に関する検討会」において、患者遺族、医療者、法曹関係者などの様々な立場の有識者を参考人として招致し、医療事故の原因究明のための調査組織や医療事故による死亡の届出制度の在り方等を議論し、その意見も踏まえたうえで、医療事故による死亡の原因究明・再発防止を図る仕組みの検討を行っている。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

特になし

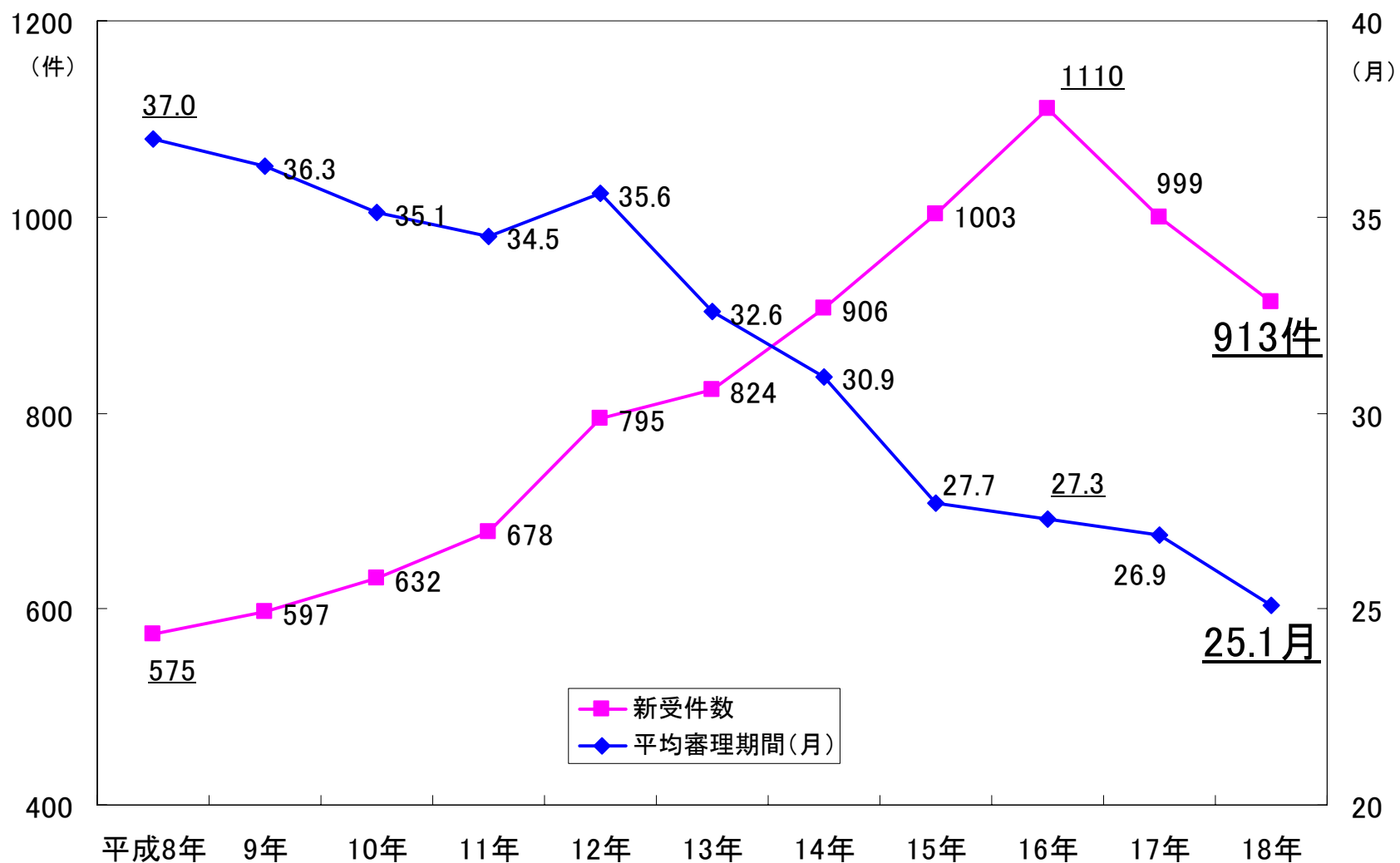
医事関係訴訟の年次推移(民事)



○ 平成16年までの数値は、各裁判所からの報告に基づくものであり、概数である。

(注 数値は最高裁判所ウェブサイトより)

医事関係訴訟事件の件数および平均審理期間

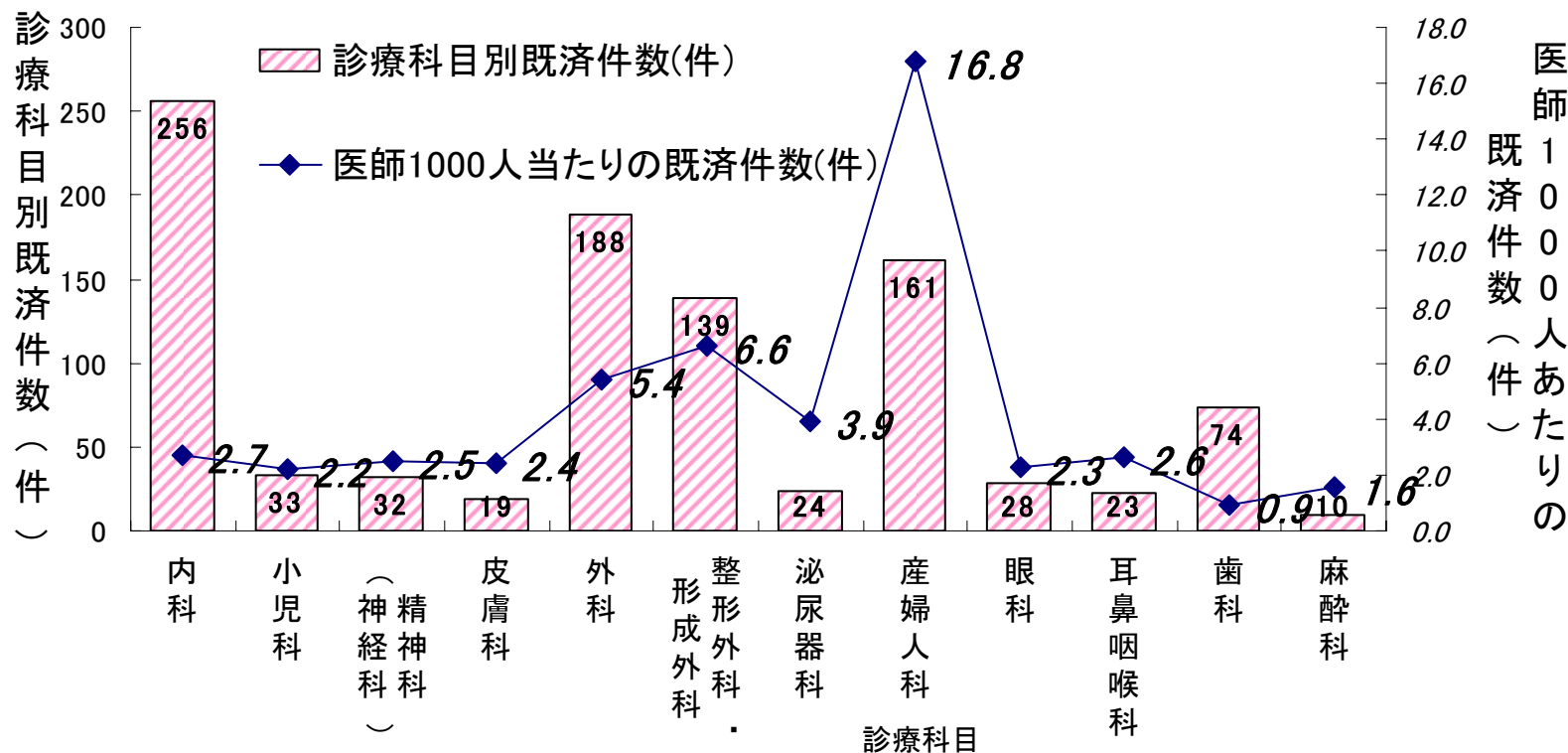


○ 平成16年までの数値は、各裁判所からの報告に基づくものであり、概数である。
○ 平均審理期間は、各年度の既済事件のものである。

(注 数値は最高裁判所ウェブサイトより)

医事関係訴訟事件の診療科目別既済件数

(平成18年)



内科・外科等に、それぞれ消化器科(胃腸科)等の近接した診療科を含んだ場合の医師1000人あたりの既済件数である。

- 注) 1 既済件数については、最高裁判所ウェブサイトによる。複数科目に該当する場合は、そのうちの主要な一科目に計上している。
- 2 各科の医師数については、平成18年医師・歯科医師・薬剤師調査における医療施設に従事する医師の主たる診療科に基づき、以下のように算出している。
- ・内科については、内科、呼吸器科、消化器科(胃腸科)、循環器科の医師数を合計
 - ・精神科(神経科)については、精神科、神経科の医師数を合計
 - ・外科については、外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、こう門科、気管食道科、リハビリテーション科(理学診療科)の医師数を合計
 - ・整形・形成外科については、整形外科、形成外科、美容外科の医師数を合計
 - ・泌尿器科については、泌尿器科、性病科の医師数を合計
 - ・歯科については、歯科、口腔外科の歯科医師数を合計
- 3 医師1000人当たりの既済件数は、医師数に基づいて、厚生労働省において算出したものである。